

中商連オートオークション統一ルール(クレーム・ペナルティーに関する統一ルール) 新旧対照表

改正後 (2025. 7. 1～)	改正前 (～2025. 6. 30)
<p>統一ルール第4章 (クレーム)</p> <p>3. クレーム申立期間</p> <p>(1)基本となるクレーム申立期間 原則としてオークション開催日を含めて <u>5日まで</u>とします。 また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み<u>ます</u>。期日の最終日が主催商組の休業日に当たる場合、<u>および締め切り時間等は別表Vのとおりとします。</u></p> <p>(2)具体的クレーム事項の申立期間 クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。 なお、別表に記載のないものは、商組規約に従うものとします。</p> <p>(3)<u>遠隔地等による</u>クレーム申立期間延長 <u>落札店が遠隔地(主催商組が定める地域)等の理由により落札車両が基本となるクレーム申立期間内に届かない場合、主催商組の裁定により、車両到着日翌日の主催商組の営業時間までクレーム申立期間の延長を認めるものとします。</u> ただし、主催商組の搬出期限内に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日以内に主催商組への申請を必要とします。 また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがあります。 なお、期間延長の最長はオークション開催日を含めて10日以内の主催商組の営業時間までとします。 なお、主催商組は期間延長の条件等をあらかじめ別表Vに定めることができますものとし、別表Vの「クレーム延長の最長期間」の欄について、主催商組はオークション開催日を含めて10日以上を設定するものとします。</p> <p>(4)天災、悪天候、繁忙期等によるクレーム申立期間延長 天災、悪天候、繁忙期等により<u>全体的な車両輸送の遅延により落札車両が基本となるクレーム申立期間内に届かない場合、または主催商組の定めにより入金後搬出である場合等</u>、主催商組の裁定により、車両到着日翌日の主催商組の営業時間までクレーム申立期間の延長を認めるものとします。 <u>なお、天災、悪天候、繁忙期等を理由に期間延長が認められた場合、主催商組は事情に応じて別表Vの定めとは別の条件や期間を裁定できるものとします。</u></p>	<p>統一ルール第4章 (クレーム)</p> <p>3. クレーム申立期間</p> <p>(1)基本となるクレーム申立期間 原則としてオークション開催日を含めて <u>5日の営業時間まで</u>とします。 また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日が主催商組の休業日に当たる場合は、<u>主催商組により翌営業日になることがあります。</u></p> <p>(2)具体的クレーム事項の申立期間 クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。 なお、別表に記載のないものは、商組規約に従うものとします。</p> <p>(3)クレーム受付期間延長 落札車両が基本となるクレーム申立期間内に届かない場合、<u>原則として車両到着日翌日の主催商組の営業時間までクレーム受付期間の延長を認めるものとします。</u> <u>ただし、主催商組の搬出期限内に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日以内に主催商組への申請を必要とします。</u> <u>また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがあります。</u> <u>なお、期間延長の最長はオークション開催日を含めて10日以内の主催商組の営業時間までとします。</u></p> <p>(4)天災、悪天候、繁忙期等によるクレーム受付期間延長 天災、悪天候、繁忙期等によって全体的な車両輸送の遅延が認められる場合、<u>または主催商組の定めにより入金後搬出である場合等</u>、主催商組の裁定により車両到着日翌日の主催商組の営業時間までクレーム受付期間の延長を認めるものとします。 <u>ただし、原則として主催商組の搬出期限内に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日以内に主催商組への申請を必要とします。</u> <u>また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがあります。</u> <u>なお、期間延長の最長は事象に応じて主催商組が裁定するものとします。</u></p>

改正後（2025. 7. 1～）	改正前（～2025. 6. 30）
<p>統一ルール第5章（その他）</p> <p>1. 福祉車両の消費税</p> <p>福祉車両は、当該車両に付属する対象装置の<u>装着状況等</u>が主催商組では判断できないため、出品店による非課税申告がない限り消費税を計上します。</p> <p>ただし、<u>成約後に落札店から非課税対象車両であると申立があり、これを主催商組が確認できた場合は消費税を計上しないものとします。</u></p> <p><u>対象装置が概ね装着されている車両における課税、非課税の判断については、主催商組がメーカーのお客様相談室に確認し、新車販売時の課税状況に準じるものとします。</u></p> <p><u>また、非課税に該当するかの装置装着状況や後付け架装された福祉車両については関連団体等に状況を確認し、課税、非課税を判断するものとします。</u></p> <p>なお、申立期間は書類発送日を含む7日とします。</p>	<p>統一ルール第5章（その他）</p> <p>1. 福祉車両の消費税</p> <p>福祉車両は、当該車両に付属する対象装置の<u>不良、欠品等の不具合</u>が主催商組では判断できないため、出品店による非課税申告がない限り消費税は計上します。</p> <p>ただし、<u>落札店により非課税対象車であることが確認された場合は、出品店の承諾に関わらず消費税相当額を返還するものとします。</u></p> <p><u>課税車両および非課税車両の判断については、主催商組において各メーカーのお客様相談室に確認し、新車販売時非課税であると回答があった場合に限り非課税車両と判断します。</u></p> <p>なお、申立期間は書類発送日を含む7日となります。</p>
<p>統一ルール第6章（雑則）</p> <p>1. 統一ルールの改正</p> <p>この統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。</p> <p><u>ただし、別表Vの改正については、主催商組が所定の方法で中商連に申請することで改正できるものとします。</u></p>	<p>統一ルール第6章（雑則）</p> <p>1. 統一ルールの改正</p> <p>この統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。</p>
<p>改正記録(規約)</p> <p><u>令和7年4月9日改正、令和7年7月1日実施</u></p>	